第3節 市立学校園

(1)学校園の臨時休業

(臨時休業等の対応・判断)

令和3年8月30日に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための学級閉鎖・臨時休業等に関する指針」を策定し、それに基づき事務局と学校園が連携して、臨時休業の範囲を決定して対応を行った。なお、保護者への連絡は保護者との連絡ツール(すぐーる)を使用した。

これまでの対応を踏まえ、今後も健康局・保健所と密接に情報共有を行い、市内の感染状況など学校園を取り巻く感染状況の把握に努めるとともに、感染状況の変化に伴い、 臨時休業等の対応について健康局・保健所と連携し、適宜適切な判断に努めていく。

(分散登校等の検討)

感染状況に応じて、分散登校や分割登校、個別面談を検討し、実施することとしていたが、令和3年1月14日及び4月25日からの緊急事態宣言下においては、分散登校や分割登校等の実施の検討が必要となる長期間の臨時休業は発生しなかった。

令和3年8月中旬以降、新規感染者が増加し、若年層の新規感染者も多数確認された 状況を踏まえ、8月下旬の夏季授業日(2学期制の高等学校では8月中の授業)を取り やめるとともに、9月1日から3日までは午前中のみの授業としたが、分散登校や分割 登校等の実施の検討が必要となる長期間の臨時休業は発生しなかった。

分散登校や分割登校については、登校する児童、登校せずにオンラインで教育活動に 参加する児童、家庭で過ごすことが難しく学校で別途受け入れる児童など、学校での対 応が細分化されることや給食提供などにおいて課題があり、感染拡大期における分散登 校などの実施については慎重に判断しながら、一方でオンラインによる学習を推進して いく。

(学校園への情報伝達)

市の方針や国・県などからの通知について、学校園の現場に迅速かつわかりやすく周知・伝達できるように改善するため、学校園への通知は、総務課で各課の通知を取りまとめて一括して送付する方式で行い、迅速な通知に努めた。

令和3年度の夏季授業日(8月25日~31日までの3日間)について、一旦実施する旨を通知していたが、感染拡大の状況を踏まえ実施を取りやめるに至ったことなど、周知までに十分な時間を確保できず、学校や保護者に混乱を招いた事例があった。これを受けて、学校園運営方針の情報伝達の仕組みの改善を図ったが、これを徹底していく必要がある。

今後、急な方針変更の際にも、各学校園が具体的な対応を検討した上で、保護者への 説明や問い合わせに応じることができるように、適切なタイミングで学校園と情報共有 を行っていく。

(保護者等への周知)

教育委員会や学校園のホームページについて、一斉臨時休業時に大幅に閲覧が増加した経緯を踏まえ、市の方針や保護者への通知等について、できる限りわかりやすい表示に努めるとともに、外国籍の家庭等向けの平易な日本語の利用や多言語対応などを進めることとしていたが、学校園の対応について、感染防止対策や熱中症予防、授業時数の確保、学習評価、部活動、修学旅行といったページを状況に応じた内容に適宜更新したり、新たに作成したりするとともに、必要に応じて教育委員会のトップページのお知らせ欄にリンクを貼るなど、分かりやすい広報に努めた。

さらに、二度目の緊急事態宣言発令・解除の際は、教育委員会のトップページの一番 上に学校園の対応のページのリンクを貼るなど改善を図った。また、学校園の対応に関 するページについても、できるだけわかりやすい表記に努めた。なお、外国籍の家庭等 向けの対応については、今後の課題であり、庁内各局等とも連携しながら検討する必要 がある。

令和3年4月に保護者との連絡ツール(すぐーる)を導入し、学校園から保護者に対して、積極的な情報提供を行った。また、教育委員会からも保護者との連絡ツール(すぐーる)を活用し、直接保護者に向けてメッセージ等を送付することで、迅速な連絡に努めた。携帯電話・スマートフォンを持っていない家庭へは引き続き個別対応が必要であり、対応を行っていく。

(感染者が判明した際の学校園への支援)

学校園において児童生徒等や教職員が感染者になった場合の対応について、令和3年 8月30日に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための学級閉鎖・臨時休業等に関す る指針」を策定し、臨時休業等の範囲の判断基準を示した。

また、児童生徒や教職員の感染が判明し学校園での対応が必要な場合は、事務局が個別に支援を行い、学校園から保護者との連絡ツール(すぐーる)を使用して、保護者への迅速な連絡等を行うよう指示を行った。さらに、クラスターが発生した学校園に対しては、通常の対応以上に、事務局からの支援を拡充した。

具体的には、感染者が発生した学校園に対して、事務局職員を派遣し、保護者対応やPCR 検査の実施などについて支援を行った。しかしながら、初めて感染者が発生した学校園などでは、児童生徒や教職員、保護者などに不安が広がり、混乱する場面もあった。なお、PCR 検査については、保健所が感染者本人及び学校園に対して調査を行い、濃厚接触者、健康観察対象者を特定するとともに、学校園という公共性を考慮し、国の基準を超え、濃厚接触者及び健康観察対象者に対してPCR 検査を実施した。

令和3年9月上旬に感染者の増加により検査体制が逼迫し、PCR検査の依頼から実施まで長期間を要することがあったため、健康局と協議し、学校に児童生徒が集まって検

体を採取する方式に加え、各家庭で検体を採取し学校に持参する方式を併用した。その 結果、検査日までの日数が短縮された。

(学校園名の公表および偏見差別への対応)

感染者が発生した学校園名の公表については、当初は感染防止の観点から行っていたが、児童生徒等に対する風評被害を防止するため、学校園名の公表は差し控えることとしている。

感染者が発生した学校園に対する誹謗中傷も発生するなか、教育委員会としても学校園に対し、新型コロナウイルス感染症に関する正確な知識を身に付け、偏見や差別が生じないよう児童生徒に指導するよう通知を行うなど、様々な取り組みを行っている。

(感染防止策の周知徹底)

児童生徒に感染症に対する正しい知識と理解を深め、毎朝の検温、風邪症状の確認、こまめな手洗い、マスクの適切な着用などの定着を図るとともに、保護者にも理解していただくため、文科省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル〜新しい生活様式〜」を踏まえて、学校園に対して、こまめな手洗い、マスクの適切な着用、風邪症状の確認など感染防止策を確実に実施するように通知を発出し、徹底を図った。また、保護者との連絡ツール(すぐーる)を活用し、教育委員会から直接、マスクの適切な着用などについて保護者に周知するとともに、教育委員会だよりに、「新型コロナウイルス感染症対策の徹底」などの内容を掲載し周知に努めている。

(ワクチン接種への対応)

学校園での感染拡大を防ぐため学校園の教職員(市外在住者を含む)がワクチン接種の優先予約の対象となったことを受け、事務局から教職員に対して、教職員が優先予約の対象となったことや予約の方法について周知した。また、大規模・集団接種会場における残余ワクチンについて、学校園の教職員も優先接種の対象とされ、個別医療機関や職域接種会場からも残余ワクチンを教職員に優先的に接種したいとの提案があり、教職員への接種が早期に進められた。

令和3年8月31日から12歳~18歳までの予約受付が開始されることを受け、児童生徒がワクチン接種のために登校しなかった場合や副反応等で登校できない場合は出席停止の取り扱いとすることなどを学校に通知するとともに、保護者との連絡ツール(すぐーる)を活用し、保護者にも同様の内容を周知した。

(2) 学習生活の支援

(学習進度・定着状況の把握および学習支援)

令和2年度の一斉臨時休業等に伴い実施できなかった授業時数の確保と子どもたちの学びの保障について、児童生徒の心身への過度の負担とならないように学習状況を的

確に把握し、習熟度に応じた指導を行った。

学習状況等の把握については、2学期開始後、全小中学校へ指導主事が学校訪問し、各校における授業時数の確保の状況や学習進度、児童生徒の学習の定着状況等を直接聞き取り、調査・把握に努めた。

また、指導主事の全校訪問に加えて、長期の臨時休業等による児童生徒の学習面や生活面への影響を把握するため、令和2年11月に児童生徒を対象にアンケート調査(小学校13校、中学校13校を抽出、約3,200人)を実施した。

学習状況に応じた対応として、指導主事の学校訪問や児童生徒へのアンケート調査結果等から、学習内容の確実な定着が必要と判断し、短時間学習の時間での復習や学習支援ツールを活用した課題の提示、日々の授業やテスト等を通じた児童生徒の学習状況等の把握・確認を行った。また、それらを踏まえ、補習のための放課後学習をあらためて設定するなど、個々の児童生徒の状況に応じたきめ細かな学習支援を行った。

さらに、文部科学省の補助金を活用して学習指導員(学ぶ力・生きる力向上支援員) 等の大幅な配置拡充(全校週 29 時間増)を図り、個々の児童生徒に寄り添ったきめ細 かな学習支援に取り組んだ。

(少人数指導等)

令和2年度においては、国の補正予算を活用し、次年度以降に教育課程を繰り越すことができない最終学年(小学校6年、中学校3年)について、新型コロナウイルス感染症による一斉臨時休業に伴う学習の遅れを取り戻すための実施要員となる加配教員を配置(35校・36人)し、少人数指導を実施した。なお、教頭をはじめとした教員の負担の軽減などを目的として配置している「スクール・サポート・スタッフ」については、新型コロナウイルス感染症対策等に伴う教員の負担軽減を図るため、令和2年度は年度当初の90校から160校に拡充配置し、令和3年度は年度当初から163校の小中学校及び特別支援学校に配置している。(小学校:104校、中学校:56校、特別支援学校3校)

(オンライン等による学習支援)

学校園を再び臨時休業せざるを得なくなった場合に、在宅での学習指導や家庭学習での課題、指導内容について、学校間で差異が生じることがないよう、教育委員会において統一的な学習指針を定めるとともに、感染の不安等により長期にわたり登校が困難な児童生徒や、感染者の発生による自宅待機のため授業に参加できない児童生徒等に対して学習機会の確保や学校とのつながりを維持することを目的としてオンラインによる学習支援を令和2年度3学期から実施している。

オンラインによる学習支援には、①オンラインによる個別面談・指導、②授業ライブ配信、③オンラインによる朝(帰り)の会があり、児童生徒の状況に応じて単独又は組み合わせながら実施している。また、令和3年4月から1人1台の学習用パソコンの活用が始まり、授業だけでなく家庭学習でも活用できるデジタルドリルを導入した。

学級閉鎖時等にオンラインによる学習支援が円滑に実施できるよう、授業においてビデオ会議システムの操作方法等を指導した。

2学期以降の感染拡大の状況を想定し、従来から実施してきた授業ライブ配信やオンライン面談に加えて、オンラインによる朝の会や双方向のオンライン授業、さらには授業内容を短時間にまとめて音声解説とともに配信する「コンパクト授業」といった様々な実施モデルを事務局から学校に示した。あわせて学校から全ての保護者に対して、オンラインによる学習支援の実施内容等についてお知らせした。また、オンラインによる学習支援を迅速に行うため、全ての保護者に対して事前に申込書兼誓約書を送付し、提出を求めた。

学級学年閉鎖や臨時休業が多く発生した9月13日の時点において児童生徒約3,000 人に対してオンライン授業やオンラインによる朝の会等の対応を行うことができた。

オンラインによる学習支援の課題としては、長時間行う場合には児童生徒の集中力が持続しないこと、健康面への影響、小学校低学年は保護者のサポートが必要、子供たち同士が教え合い学び合う協働学習にはつながりにくい、などが挙げられる。

また、オンライン授業に参加した児童生徒の出欠の取り扱いについて、神戸市では 文部科学省の通知に基づき出席停止の取り扱いとしているが、全国的には一部の地方 自治体で出席扱いとするなど対応が分かれている。児童生徒の教育機会を多様な手段 で確保するという観点から、一定の要件を示したうえで出席停止とは異なる取扱いに ついて検討することを指定都市市長会から国に提言している。

(GIGA スクール構想への対応等)

新型コロナウイルス感染症の影響によりGIGAスクール構想の実現が前倒しされたことを受け、オンライン学習の実施環境を整えるため、できるだけ早期に児童生徒1人1台パソコンを実現するとともに、その実現までの間は、必要な家庭にPC等を貸与できる体制を構築することとしていたが、1人1台端末の実現については、小中学校の全児童生徒用として、Windows端末109,414台、iPad1,530台を調達し、すべての児童生徒に配備を行った。(令和2年11月上旬 小6・中3へ先行配備 令和3年2月末残りの学年へ配備完了)

また、1人1台端末の実現までの間は、市で調達した端末を必要な家庭に貸与した(最大貸与数1,696台 令和2年9月19日)。1人1台端末配備後も、家庭で通信環境をすぐに準備できない場合には、Wi-Fiルータの貸し出しを行っている。(令和3年11月15日現在貸与数10台、最大貸与数69台(令和3年9月16日時点))

また、授業をはじめとした学校教育活動における ICT の利活用等に関して、「オンライン教育アドバイザー」を配置し、専門的見地からの助言をいただいた。

1人1台端末の調達費用等として国の補助金や交付金による措置がなされているが、 全額国の負担ではないことや、予備端末や5年間の故障等の保険料、保守費用等に多額 の市負担が生じており、国の更なる財政支援が必要である。また、1人1台端末の5年 後の更新時の国庫補助の方向性が示されていないが、自治体だけでは財政負担が困難であり、財政力に左右されない学習環境整備のためには、国の責任の下、適切な財政措置が必要である。

あわせて、オンライン学習の推進のためには、教職員の意識や技術の向上が重要であり、研修制度の構築にも取り組んだ。

(感染リスクが高い学習活動)

緊急事態宣言下においては、合唱や調理実習を行う際は、児童生徒が近距離で声を出したり接触したりしない、歌唱や合唱はマスクを着用し児童生徒同士の間隔を十分確保するなどの感染防止対策行い、体育については、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動については実施しないこととするなど、感染状況を踏まえた対策を実施した。

また、水泳授業については、幼稚園、小・中学校、特別支援学校では、更衣時に密になること、活動時に2m以上の距離を保つことが難しいこと、マスクの着脱ができないことから感染リスクが高く、令和2年度に引き続き中止することとした。一方で、水辺の事故から子供たちの命を守るため、水遊びで気を付けることや水辺の危険性など動画教材等を活用した授業を行った。

(学校行事)

修学旅行や運動会、文化祭など学校行事については、感染防止対策を講じたうえで、可能な限り実施するため、感染の拡大状況や学校園の意見も踏まえながら、感染防止対策の徹底と学校行事の実施を両立するための方針を各行事について策定し、学校園に周知した。

修学旅行については、その教育的意義を踏まえ、感染防止対策を十分行いながら実施することや、旅行先を近隣府県等とすることを通知した。(令和3年度も感染警戒期においては同様の対応を行った)

なお、令和2年度は、中学校4校、高等学校7校を除く小・中・高・特別支援学校で実施した。

運動会については、令和2年度は、感染防止対策を十分に図り、実施種目を走競技中心とすることや、密にならないように学年ごとの開催や半日開催、平日開催とするなど、各校それぞれ工夫しながら行った。令和3年度は、4月以降、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されたことから、1学期に予定していた学校においては、2学期以降に延期又は中止することとした。

今後とも、感染状況の変化や関係機関の方針変更等に対応して、適時適切に方針の見 直し等を行う必要がある。

また、修学旅行を中止した際のキャンセル料の取り扱いについて、事務局内で適切に 情報共有されていなかったことから、学校に適切な周知ができず、学校現場に混乱を招 く事態が生じたことがあったため、組織内で情報共有を図り、報告・連絡・相談を徹底 するよう事務局内へ周知を図った。

(部活動)

緊急事態宣言下においては、活動を原則として休止(公式戦等、公式戦等における負傷・事故防止等のための必要最低限の練習活動及び常時マスクの着用を徹底して行える活動を除く)とするなど、感染状況を踏まえ、随時方針を策定した。また、活動にあたっては「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」および各種目団体の感染症対策をもとに、感染防止対策を徹底するとともに、児童生徒及び顧問教員・部活動外部指導員の健康・安全に十分配慮した上で、実施することとしている。

(児童生徒の見守り)

一斉臨時休業が長期にわたったことから、児童生徒のストレスや心身の不安の増加が危惧されたため、スクールカウンセラーとの連携の下、児童生徒の見守りなどに特に注意を払うこととした。

学校園においては、児童生徒の様子を丁寧に観察し、声掛けや個別の面談等を行うとともに、家庭訪問や保護者への電話連絡などを通して、児童生徒の学習状況や生活状況を把握し、必要に応じて、児童生徒や保護者に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施することで、ストレスの軽減に努めた。

また、夏季休業明けの児童生徒の見守りについて学校向けに通知をするとともに、 文部科学省・厚生労働省の大臣メッセージや相談窓口を保護者との連絡ツール(すぐ ーる)にて配信した。

感染の不安のため登校が困難な児童生徒についても、学校園では、家庭訪問や電話連絡により、児童生徒の状況確認や学習指導を行い、生活状況の把握に努めた。

文部科学省が全国の児童生徒を対象に毎年度実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本市において、いじめの認知件数及び暴力行為については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少したものの、令和元年度まではいじめの認知件数及び小学校での暴力行為は増加傾向(中学校での暴力行為は近年減少傾向)となっている。また、長期欠席については、令和2年度は不登校の増加や新型コロナウイルスの感染回避により増加している。児童生徒が不安やストレスを抱えていることを踏まえ、引き続き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関とも連携しながら、児童生徒への見守りや支援が必要である。

教職員による見守りのほか、感染症について正しく理解するための資料を活用した授業や、スクールカウンセラーによる授業などを行い、ストレス軽減に努めるとともに、スクールカウンセラーとの連携の下、児童生徒等に生じている心理的ストレスの軽減などに対応してきた。具体的には、スクールカウンセラーによる教育プログラムとして、

ストレスマネジメントやコロナウイルス誹謗中傷防止授業、心の授業などを実施すると ともに、保護者に対しては、思春期セミナーやウィズコロナでの子育てについて考える プログラムなどを実施した。

令和2年度に兵庫県教育委員会が児童生徒及び保護者に対して実施したアンケートにおいて、子どもたちは大人が思っている以上にストレスを感じているという結果が出たことから、保護者に対して「神戸市教育委員会からのお知らせ」にて調査結果をお伝えし、子どもと積極的に会話するなど注意深く見守っていただきたいことをお願いした。さらに、保護者あての「心のケア保護者向け啓発チラシ」を、各学校園に通じて保護者に配布するとともに、各学校園のホームページに掲載し、保護者への啓発に努めた。

令和3年度は、兵庫県教育委員会が実施したアンケートの協力校16校(小:8校、中:8校)を対象に、神戸市独自で年間2回(9月・1月)調査を実施し、児童生徒の心の 状況を把握することしており、調査結果を踏まえ対策を検討する。

引き続き、児童生徒の心の理解とケアに努めるとともに、各学校園において実施している効果的な取組事例があれば、他の学校へも周知するなど、積極的に共有していくこととしている。

(配慮を要する児童生徒への対応)

配慮を要する児童生徒に対し、学校園では、児童生徒の様子を丁寧に観察し、気になる児童生徒については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも情報共有しつつ、電話連絡や家庭訪問により状況把握を行いながら、必要に応じて、関係機関(こども家庭センター、各区こども家庭支援室、警察等)と緊密に連携を図ってきた。

また、3学期からは、感染不安のために登校が困難な児童生徒(原則として小4以上)や不登校の児童生徒(小6・中3)を対象に、必要に応じてオンラインによる個別面談を実施している。

感染不安のため登校を控えている特別支援学校の児童生徒に対しては、電話連絡や 家庭訪問を細やかに行い、学校の様子を伝えるとともに、学習課題の提供等を行っ た。

引き続き、児童生徒の心のケアに努め、1人1台配布された端末も活用して、児童 生徒の生活状況等の把握に努めていく。

(衛生用品等の備蓄)

マスクや消毒液、ハンドソープ、手袋など保健衛生用品の学校園での備蓄を進めるため、企業から寄付していただいた消毒液等については、事務局を通じ、学校園に配付した。また、事務局で調達したマスクや消毒液、ハンドソープ、手袋、非接触型体温計、健診時に医師が必要な防護服やフェイスシールド、手袋等を学校園に配付した。

また、国の補正予算を活用し、各学校園においてもマスクや消毒液等の調達を行った。

今後の感染拡大に備え、教育委員会としても必要となる用品の調達を計画的に行っていく。

(熱中症対策)

令和2年度は、夏季休業が短縮されたことや、一斉臨時休業によって子どもたちの体力や暑さへの適応力が低下していることが懸念されたことから、子どもたちの熱中症対策として、冷房の使用や水分補給、換気、登下校時などのマスク着用などについて、「熱中症対策ガイドライン」を作成し、熱中症対策の徹底を図った。

令和3年度は、保護者との連絡ツール(すぐーる)を活用し、熱中症対策について教育委員会から保護者に周知するとともに、教育委員会だよりに熱中症対策の内容を掲載した。

(就学援助等)

新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく収入が減少した世帯に対し、就学援助など丁寧な制度の周知・対応に努めるため、学校再開後に学校から配布される「学校だより」に就学援助の申請に関するお知らせを掲載するなど、できる限り保護者への周知に努めた。また、これまでと同様に、単に前年の所得を用いて審査するのではなく、事情をお聞きしながら減少後の収入(3か月分)等により審査を行った。

令和3年度はさらに教育委員会だよりや保護者との連絡ツール(すぐーる)を活用し、 年度途中の申請受付について周知を図った。

(小学校体育館・特別教室の空調整備等)

空調が未整備の小学校の体育館や特別教室について、早期の空調整備を検討することとしていたが、小学校の体育館の空調については、令和3年度から令和5年度までの3か年で整備を進めていく予定としている。特別教室についても、順次整備を進めているが、対象となる施設数が多く、設計・工事に時間を要するため、計画的に整備を進めていく。

また、換気対策を徹底するために、令和3年9月末に、普通教室や保育室の換気扇整備が完了した。

さらに、ESCO事業を導入することにより、令和3年度末までに学校園の屋内水栓の自動化を進めていく。

(学童保育との連携)

学童保育施設と緊密な連携を図り、学校園での受け入れなど子どもの居場所の確保に努める必要があり、令和3年度当初に、教育委員会事務局とこども家庭局で、今後、分散登校や臨時休業があった際の学校及び学童保育施設の想定すべき対応を協議し、認識を共有した。

令和3年8月の夏季授業日及び9月1日から3日までの午後授業の取りやめを行った際は、これまでの協議を踏まえ、家庭での見守りが困難な学童保育を利用していない児童を学校で受け入れることとした。また、方針の変更により学童保育施設で受け入れ体制が確保できない場合には、学童保育登録児童も学校で受け入れることとし、各学校と学童保育施設間で連絡をとりながら対応した。

令和3年9月以降、学校全体が臨時休業となった際には、やむを得ず家庭で過ごすことができない児童生徒については学校で受け入れを行うこととした。(学級閉鎖の対象となっている児童生徒を除く。)

学童保育施設においては、急に対応が必要となった場合は、受け入れ体制の確保が難 しく(特に午前中)、できるかぎり迅速に対応を決定し、伝達に努めていく。

(3) 学校園の運営体制等

令和2年度の一斉臨時休業期間において、教員への在宅勤務制度の導入やフレック スタイム制の活用などにより学校園の状況に応じた計画的な出勤調整を行った。

学校園再開後においても、感染拡大の状況に留意しつつ、緊急事態宣言発令時等に応じてその都度フレックスタイム制の活用について周知を行った。さらに、長期休業期間中に加え、濃厚接触者に認定されているが、健康上問題がなく業務の遂行に支障がない場合や、感染拡大により臨時休業になった場合等においては在宅勤務制度の利用を可能とする運用を行うなど、学校園の安定運営と感染拡大防止の両立に努めている。

ワクチン接種に関して、教職員が優先予約の対象とされたことを踏まえ、接種しやすい環境の整備を図る観点から、接種に要する時間について職務専念義務の免除として取り扱った。

感染拡大期において同一学校園等で、児童・生徒や教職員に感染者等が多数発生した場合、学校園の運営を安定的に継続する体制を確保することは困難であり、臨時休業を検討する必要がある。

また、学習支援員やその他外部人材の活用が増加することが想定されたため、教育人材センターへの積極的な登録に取り組んだ。過去に神戸市を退職した教職員にチラシを配布し、広く登録を呼びかけるほか、広報紙や教育委員会だより等の様々な媒体を活用し、一般の方の登録拡充に努めている。

(新規登録者 308名 支援成立件数 174件)